

【労務】通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ & A

国税庁より、令和7年11月に行われた、通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ&Aが公表されています。本改正では、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。Q&Aでは具体的な非課税限度額や、引き上げに伴う対応について取り上げられていますので、一部抜粋して以下にご紹介いたします。

Q 1 通勤手当の非課税限度額の引上げについて、どのような改正が行われたのですか。

A 1 令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正後の1か月当たりの非課税限度額は次のとおりです。

【改正後の1か月当たりの非課税限度額】

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円 31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円 28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円 24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円 18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円 12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円 7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円 同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左

Q 2 改正後の非課税限度額は、いつから適用されるのですか。

A 2 Q 1 の改正は、令和7年11月20日に施行され、改正後の非課税限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

Q3 「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、どのような通勤手当のことをいうのですか。

A3 「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」とは、それぞれ次に掲げる日が令和7年4月1日以後のものをいいます。

- ・イ 契約又は慣習等により支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日
- ・ロ 紙与規程の改訂が既往に遡って実施されたため既往の期間に対応して支払われる新旧通勤手当の差額に相当する通勤手当（令和7年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日

Q4 令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給（紙与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A4 お尋ねの通勤手当については、令和7年4月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますので、改正後の非課税限度額が適用されます。

Q5 令和7年3月10日に令和7年4月分の通勤手当を支給（紙与規程に従って支給）していた場合、この通勤手当については、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A5 お尋ねの通勤手当については、令和7年3月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」には該当しませんので、改正後の非課税限度額は適用されず、改正前の非課税限度額が適用されます。

Q15 紙与所得の源泉徴収票はどのように記載すればよいですか。

A15 紙与所得の源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税とされる部分の通勤手当の金額を除いた金額を記入してください。

Q16 年の中途中に退職した従業員に対し、既に紙与所得の源泉徴収票を交付していますが、通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことにより、何か対応しなければならないことはありますか。

A16 年の中途中に退職した人などに対し支払っていた通勤手当が、改正前の非課税限度額以下である場合には、特段の対応は不要ですが、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合で、改正後の非課税限度額を適用することで新たに非課税となった部分の金額があるときは、「支払金額」欄を訂正するとともに、「摘要」欄に「再交付」と表示した紙与所得の源泉徴収票を作成し、再度交付してください。